第３　残余財産の処理

上記第２の１⑴イの弁済終了後において、清算株式会社に新たな財産が発見された場合には、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から清算結了までに発生し及び発生すると予想される共益的債権及び優先的債権の全額を控除した残額を弁済原資として、上記第２の１⑴イ記載の割合に応じて弁済する。この場合においては、弁済額の範囲において、特別清算債権についての免除は撤回されたものとする。

以上

横浜地方裁判所川崎支部民事部

令和６年（ヒ）第３１号

京都市東山区祇園町南側570番地118

清算株式会社　株式会社ネコラボ

代表清算人　前田　　朋

１　決定年月日　令和７年７月16日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　定義

本協定において、別紙の表に記載の債権者を協定債権者とする。

２　協定債権の免除

各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。

３　新たな財産が発見された場合の取扱い

前項記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前項に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。

（別紙省略）

京都地方裁判所第５民事部

監督命令

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始